

保育所等の

保育士資格取得支援事業



事業概要

保育所等に対して、雇用している職員が保育士資格を取得するための受講料等の一部を補助します。

対象となる施設（申請者）

市内の「認可保育所」、「認定こども園」、「認定こども園への移行を予定している幼稚園」

- ※ 対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしている必要があります。
- ※ 「認定こども園への移行を予定している幼稚園」とは、認定こども園への移行について本市と協議が調い、翌年4月に移行が見込まれている幼稚園をいいます。

対象となる方（受講者）の要件

- ❖ 対象となる施設に勤務していること
- ❖ 保育士資格を有していないこと
- ❖ 令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に指定保育士養成施設にて受講を開始すること
- ❖ 資格取得後、1年以上対象施設に勤務すること

補助内容

養成施設受講料等

【基準額】 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2

- ① 指定保育士養成施設を卒業する場合（1人当たりの上限300千円）
- ② 保育士試験の全てを免除され、保育士資格を取得する場合
 - ・ 実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する方が、特例制度（※）により資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講に係る経費（1人当たりの上限100千円）
 - ・ 幼稚園教諭免許状を有する方が、指定保育士養成施設での受講により資格を取得するために要した経費（1人当たりの上限200千円）

※ 「特例制度」とは、幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園等において「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験を有する者が、指定保育士養成施設で履修した教科目の単位数に応じて、保育士試験科目が免除される制度

【内 容】 入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費）、上記経費の消費税



【お問合せ先】

鹿児島市こども未来局
保育幼稚園課 企画係
電話：099-216-1223